

平成 2 3 年度

河 川 局 関 係

予 算 概 算 要 求 概 要

平成 2 2 年 8 月

国 土 交 通 省 河 川 局

目 次

1. 平成23年度河川局関係予算概算要求の概要	1
2. 平成23年度河川局関係予算概算要求総括表	3
3. 河川局関係予算の項目毎要求内容	5
3-1 維持管理	5
3-2 災害対応・危機管理対策	6
3-3 予防的な治水対策	8
3-4 良好な河川環境の回復	9
3-5 ダム建設	10
3-6 その他	11

<参考>

(1) 平成22年梅雨前線による大雨	13
(2) 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議	15
(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律の一部を改正する法律案	17
(4) 排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全	18

1. 平成23年度河川局関係予算概算要求の概要

予算の基本方針

河川局関係予算全体について、必要性・事業効果等を勘案し優先順位付けを徹底するとともに、行政刷新会議の指摘事項等も踏まえて、さらなる効率化・見直しを進める。

予算の規模

河川局関係予算（一般会計国費）6,774億円

治水事業等関係費	6,304億円
災害復旧関係費	454億円
行政経費	17億円

元気な日本復活特別枠

- 地域の住民生活の安定・安全や、経済発展の支障となる水害・土砂災害等に対する不安の解消を図り、元気な日本復活に寄与するために要望

- (1) 激甚な水害・土砂災害が生じた地域における再度災害防止対策

【 国費：約214億円 】

激甚な水害・土砂災害が発生した地域において、早期の再度災害防止を図るため、短期集中的に治水事業を実施。

- (2) 生活の安定・安全を脅かすような災害が発生した地域における災害対策

【 国費：約348億円 】

床上浸水被害が頻発するなど、繰り返しの水害・土砂災害の発生等により生活に大きな支障がもたらされている地域において、被害の防止・軽減を図るため、集中的に事業を実施。

全 般

- 災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を着実に実施するとともに、災害が発生した地域における再度災害の防止対策を適切に実施。

1. 維持管理 【国費：約1, 214億円】

既存施設が機能発揮するよう、コスト縮減に努めつつ適切な維持管理を行うとともに、更新が必要な施設の増大が見込まれていることを踏まえ、既存ストックの長寿命化対策等の戦略的維持管理を進める。

2. 災害対応・危機管理対策 【国費：約1, 236億円】

災害が発生した地域において再度災害の防止対策を適切に実施するとともに、災害が発生した場合の危機管理体制の充実を図る。

3. 予防的な治水対策 【国費：約1, 488億円】

国民の生活の安全安心を確保するため、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に実施するとともに、併せて気候変動・地球温暖化への適応策を実施する。

4. 良好な河川環境の回復 【国費：約69億円】

河川の再自然化や湿原の復元など、環境再生のための河川整備等を地域のNPO等と連携しつつ推進するとともに、併せて観光振興等を支援する。

5. ダム建設 【国費：約1, 399億円】

検証の対象とせず、継続的に事業を進めることとしたダム事業については、計画的に事業を進捗させる。検証対象としたダム事業については、引き続き、「新たな段階に入らない」との方針を基本としつつ、個別ダムの検証結果を踏まえ適切に対応する。

2. 平成23年度河川局関係予算概算要求総括表

区 分	平 成 23 年 度		
	事 業 費 (A)	国 費 (B)	うち「元気な日本 復活特別枠」
治 山 治 水	790,252	599,191	56,206
治 水	778,191	587,136	55,159
海 岸	12,030	11,987	1,047
急傾斜地崩壊対策等	31	68	-
都市水環境整備事業	39,431	26,279	-
特定治水施設等整備事業	9,059	4,939	-
住宅宅地基盤特定治水 施設等整備事業	-	52	-
下水道関連特定治水 施設整備事業	9,059	4,887	-
小 計	838,742	630,409	56,206
災害復旧関係事業	60,024	45,382	-
災 害 復 旧	47,019	35,605	-
災 害 関 連	13,005	9,777	-
合 計	898,766	675,791	56,206

(単位:百万円)

前 年 度		倍 率		摘 要
事 業 費 (C)	国 費 (D)	事 業 費 (A/C)	国 費 (B/D)	
772,321	602,845	1.02	0.99	1. 国費には左記計数のほか、前年度剰余金等として平成23年度30,398百万円、前年度10,745百万円がある。 2. 左記計数のほか、社会資本整備総合交付金(国費2.2兆円)がある。 3. 左記計数のほか、行政部費として平成23年度国費1,657百万円、前年度国費1,680百万円がある。
759,064	590,189	1.03	0.99	
12,410	12,092	0.97	0.99	
847	564	0.04	0.12	
38,325	26,279	1.03	1.00	
9,051	5,133	1.00	0.96	
-	205	-	0.25	
9,051	4,928	1.00	0.99	
819,697	634,257	1.02	0.99	
63,003	50,602	0.95	0.90	
51,370	42,003	0.92	0.85	
11,633	8,599	1.12	1.14	
882,700	684,859	1.02	0.99	

3. 河川局関係予算の項目毎要求内容

3-1 維持管理 (国費:約1,214億円)

既存施設が機能発揮するよう、コスト縮減に努めつつ適切な維持管理を行うとともに、更新が必要な施設の増大が見込まれていることを踏まえ、既存ストックの長寿命化対策等の戦略的維持管理を進める。

- ▶ 来年度維持管理費(継続分)については、平成22年度当初と同じ事業費の確保を念頭に必要な予算を要求。そのため、平成23年度から廃止される特定の事業にかかる地方負担分を補うべく国費を充当。
- ▶ 来年度から新たに管理移行予定のダムについて、その必要額を増額要求。
- ▶ 平成22年度の予算縮減に伴い、補修を保留した箇所等については、引き続き、巡視時の監視強化などの対応を継続する。

○既存ストックの長寿命化対策等の戦略的維持管理

【河川管理施設の老朽化】

◆ 10年後には設置後40年経過する施設が全体の約6割に達する見込み。

現時点(2009)で設置後40年経過した施設数※1:3,605箇所
(現時点の全体施設数※2の約4割に相当)

【対象施設】 直轄管理区間に設置された堰・水門・保門等の河川管理施設(以下、施設という)
(ダム・橋梁等を除く) ※上段グラフは、今後建設される施設は含んでいない

※1: 1969年度以前に設置された施設数(設置年が不明な施設は1969年度以前に設置されたものとして登録)
※2: 2009年度末時点の河川管理施設数全体(10,191施設)

【効率的な維持管理の推進】

◆ 機器毎の健全度等を点検・把握し、施設機能への影響等を加味して保全。

故障した場合の施設機能への影響が致命的

経過年数に依らず、健全度、劣化状態を点検・把握し、最適時期に補修、更新

対象設備

- ・ゲート設備の主要部分(ローラーゲート、開閉装置)
- ・ポンプ設備の原動機潤滑油系統 等

故障した場合の施設機能への致命的な影響無し

機能低下するまで継続使用

対象設備

- ・設備の給油装置
- ・ポンプ設備の予備発電機
- ・ポンプ設備計器類 等

ゲートワイヤーロープ

予備発電機

3-2 災害対応・危機管理対策（国費：約1,236億円）

災害が発生した地域において再度災害の防止対策を適切に実施するとともに、災害が発生した場合の危機管理体制の充実を図る。

○激甚な水害・土砂災害が発生した地域における短期集中的な再度災害防止対策

【(例)川内川(鹿児島県)】

平成18年7月梅雨前線による記録的豪雨により、浸水家屋2,347戸に及び激甚な被害が発生し、地域の不安が増大。



河川激甚災害対策特別緊急事業により、約5年間で短期集中的に整備を行い、平成18年7月洪水の外水氾濫による家屋浸水約1,500戸の解消を図る。

浸水状況



【(例)千種川(兵庫県)】

平成21年8月の台風9号による記録的な豪雨により、千種川流域においては、死者・行方不明者20名、浸水家屋数1,574戸の激甚な被害が発生し、地域の不安が増大。



上流側の河川災害復旧助成事業に併せ、下流側において河川災害復旧等関連緊急事業を実施し、上下流バランスを踏まえた整備を行い、平成25年度の完成を目指し、浸水被害の解消・軽減を図る。

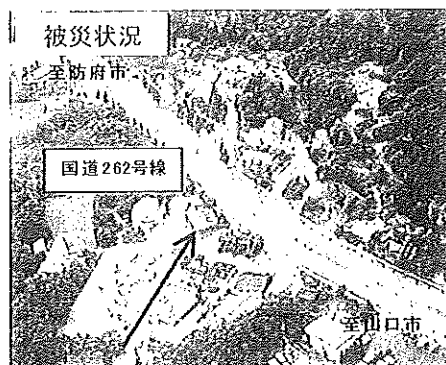


【(例)防府山系(山口県)】

平成21年7月中国・九州北部豪雨により、特別養護老人ホームの被災(死者7名)や国道262号線の通行止め(1ヶ月半)など、激甚な被害が発生し、地域の不安が増大。



特定緊急砂防事業等による短期集中的な整備により、激甚な土砂災害が発生した地域の再度災害防止対策を図る。



○床上浸水被害の頻発等により生活に大きな支障が生じている地域における集中的な被害の防止・軽減対策

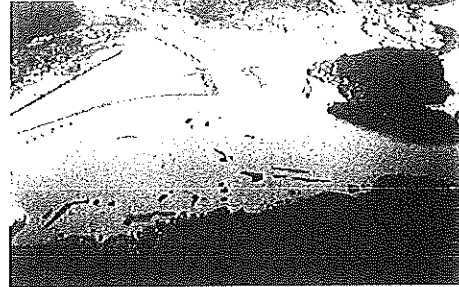
【(例)由良川(京都府)】

平成 16 年 10 月台風 23 号出水により約 1,700 戸に及び甚大な浸水被害をうけるなど、近 10 年で 4 度の浸水被害が発生。度重なる甚大な災害により、地域の活力が喪失。



床上浸水被害解消を目的とした築堤等により、被害の防止・軽減を図る。

浸水状況



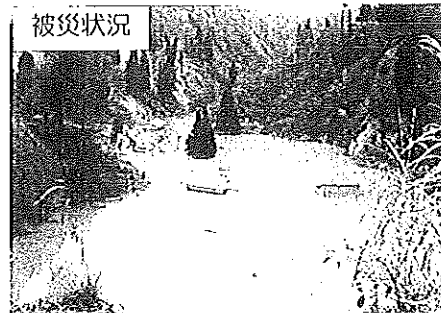
【(例)中越地震(新潟県)】

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震では、死者 4 名、人家被害 93 戸等の甚大な被害が発生。特に著しく荒廃した芋川流域では 1,419 箇所もの多数の斜面崩壊が発生し、土砂による河道閉塞も 55 箇所発生。



砂防事業、地すべり対策事業を実施し、被害の防止・軽減を図り、早期に国民生活の安定・安心を確保する。

被災状況



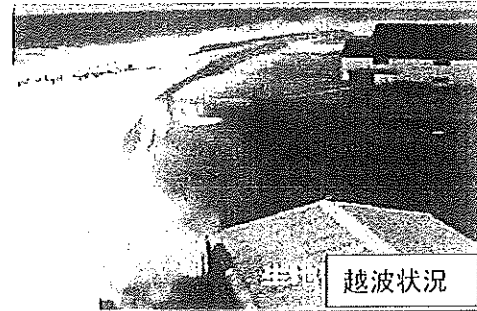
東竹沢上流の木籠集落(発災から約 1 週間後)

【(例)下新川海岸(富山県)】

平成 20 年 2 月の低気圧による高波により、越波が発生し、背後の住宅・農地等が浸水。死者 2 名、負傷者 16 名、全壊 4 棟、半壊 7 棟、一部損壊・床上・床下浸水 164 棟など、甚大な被害が発生し、地域の負担が増大。

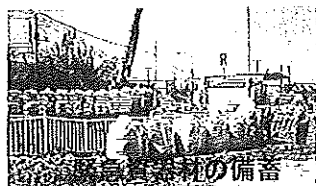


概ね 10 年で家屋連担地区を防護する離岸堤等を整備し、被害の防止・軽減を図る。

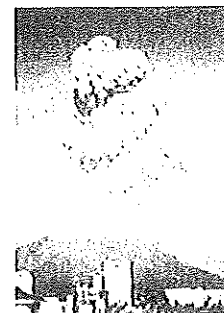


○火山災害が発生した場合の減災対策など危機管理体制の充実

近年、噴火実績があるなど、噴火への備えが急がれる火山において、火山噴火に伴う融雪型火山泥流等を想定した事前の基礎工の施工、資器材の配備等を実施。



桜島(鹿児島県)
(平成 21 年 4 月)



3-3 予防的な治水対策（国費：約1,488億円）

国民の生活の安全安心を確保するため、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に実施するとともに、併せて気候変動・地球温暖化への適応策を実施する。

○三大都市圏などの重要区間における堤防の強化及び氾濫域に 政令市等を抱える災害危険度の高い河川の整備

【首都圏氾濫区域堤防強化対策】

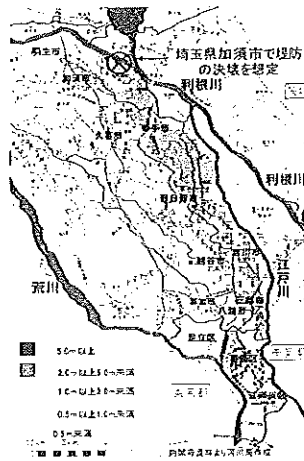
首都圏氾濫区域の堤防強化対策の実施により河川水（洪水時）の浸透による堤防の決壊を防止。

（利根川、江戸川）

■利根川が決壊した場合

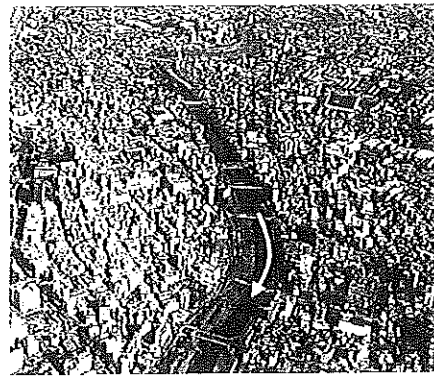
○浸水想定区域面積
約530km²

○被災人口
約230万人



【災害危険度の高い河川の整備】

流下能力が不足している河川の整備により市街地等の浸水被害を防止。

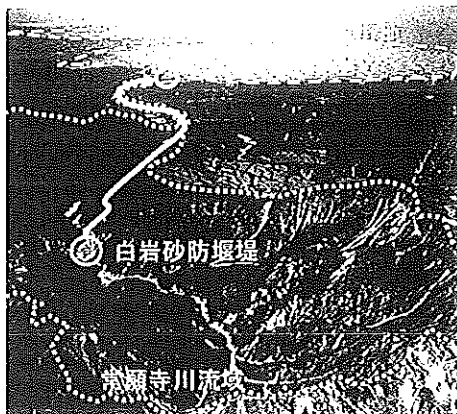


市街地部を貫流する白川（熊本県）

○大規模崩壊地等における根幹的な土砂災害対策や被災すると 経済活動に甚大な影響を及ぼす重要交通網等の保全

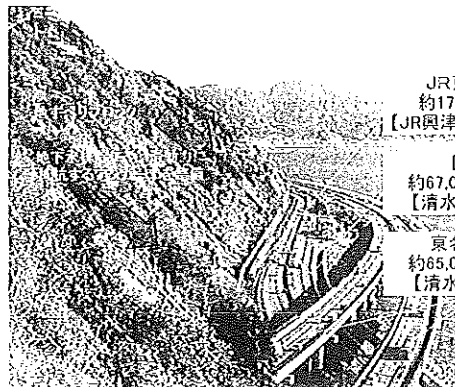
【(例)常願寺川水系砂防(富山県)】

崩壊地の拡大防止や土砂氾濫の防止等の根幹的な土砂災害対策。



【(例)由比地区地すべり(静岡県)】

被災すると人命や経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れのある箇所
の土砂災害対策。



JR東海道本線
約170本/日(H21)
【JR興津駅～JR由比駅】

国道1号
約67,000台/日(H17)
【清水区興津東町】

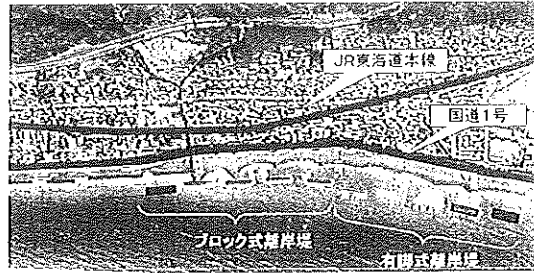
東名高速道路
約65,000台/日(H17)
【清水IC～富士IC】

○背後地に人口・資産集積地区や重要交通網を抱える海岸の保全

【(例)富士海岸(静岡県)】

全国的な交通ネットワークや主要都市を防護するための海岸保全施設の整備

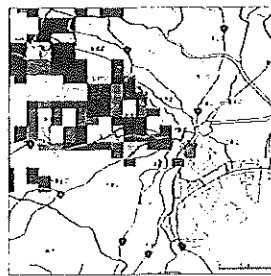
浸水想定区域内に主要幹線道路である国道1号(約52,000台/12h)やJR東海道本線が位置し、背後地は住宅が密集



○新型高性能レーダ(XバンドMPレーダ)網等を活用した流域における洪水・浸水状況の監視・予測

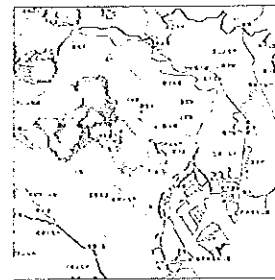
- ▶ XバンドMPレーダの整備を推進し、詳細な降雨観測や高精度な洪水予測の実施等により、広域的な水災害の監視・予測を強化。
- ▶ 地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進。

【既存レーダ(Cバンドレーダ)】
(最小観測面積:1kmメッシュ、観測間隔:5分
観測から配信に要する時間 5~10分)



・高頻度(5倍)
・高分解能(16倍)

【XバンドMPレーダ】
(最小観測面積:250mメッシュ、観測間隔:1分
観測から配信に要する時間 1~2分)



3-4 良好な河川環境の回復(国費:約69億円)

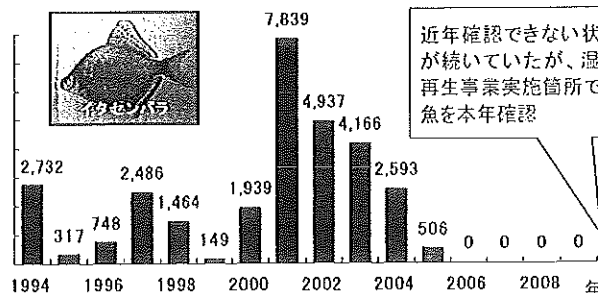
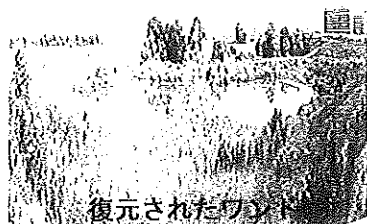
河川の再自然化や湿原の復元など、環境再生のための河川整備等を地域のNPO等と連携しつつ推進するとともに、併せて観光振興等を支援する。

- ▶ 絶滅の危機にある生物の生息・生育環境の保全・復元や、湖沼法に基づく水質保全対策、観光など地域活性化に資する河川整備を重点的に実施。

【(例)木曽川(愛知県)、淀川(大阪府)】

天然記念物(イタセンパラ)の生息環境(ワンド)の復元。

淀川におけるイタセンパラの確認数の推移



近年確認できない状況が続いていたが、湿地再生事業実施箇所で稚魚を本年確認

3-5 ダム建設（国費：約1,399億円）

- ▶ 「できるだけダムにたよらない治水」へ政策転換するとの考え方に基づき、事業実施中のダム事業を「検証の対象とするもの*」と「事業を継続して進めるもの」とに区分した上で、検証の対象となるダム事業について、本年9月を目途に中間とりまとめとして示される予定の新たな基準に沿って、個別ダムの検証を行うこととしている。（※「要請」するものも含む）
- ▶ これに基づき、ダム建設事業の平成23年度予算案においては、具体的に、以下のように措置。

- ・ 検証の対象とせず、継続的に事業を進めることとしたダム事業については、計画的に事業を進捗させる。
- ・ 検証対象としたダム事業については、引き続き、「新たな段階に入らない」との方針を基本としつつ、個別ダムの検証結果を踏まえ適切に対応する。

【平成23年度概算要求】

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ・ 検証対象外ダム：43 事業（49 施設） | ・ 検証対象ダム：83 事業（84 施設） |
| ・ 直轄事業：15 事業（16 施設） | ・ 直轄事業：25 事業（26 施設） |
| ・ 水資源機構：2 事業（2 施設） | ・ 水資源機構：5 事業（5 施設） |
| ・ 補助事業：26 事業（31 施設） | ・ 補助事業：53 事業（53 施設） |

3-6 その他

(1) 維持管理に係る直轄負担金の廃止

維持管理のうち、平成22年度に限り直轄事業負担金を徴収していた特定の事業に要する費用について、平成23年度から負担金を廃止する。
(維持管理費にかかる直轄事業負担金は全廃)

(2) 新規要求事項

<制度拡充>

◇既存調節池等の活用の促進

- ・流域からの流出を抑制するため、既存調節池等の活用（嵩上げ等）が促進されるよう事業を充実。

◇災害関係事業の拡充

- ・TEC-FORCE 派遣制度の改正に合わせ、活動経費である災害緊急対応事業の採択要件を見直し。
- ・落雷被害について再度災害が防止できるよう事業を充実等。

(3) 成長戦略等関係

◇海洋分野

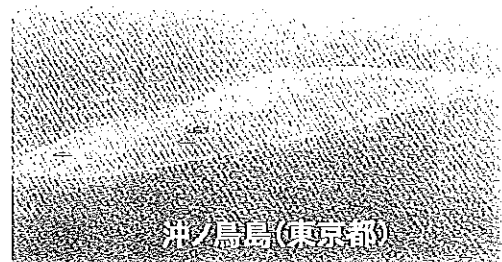
- ・排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全

◇国際展開・官民連携分野

- ・小水力発電の普及の促進に向けた検討

◇その他

- ・国家の中核機能を有する首都圏等を氾濫から守るための堤防強化対策
- ・経済活動を支える特に重要な交通網を守る土砂災害対策、高潮・侵食対策
- ・地域の観光地としての魅力を高め、その活性化に資する水辺整備
- ・沖ノ鳥島の管理・保全の充実と活用策の検討



沖ノ鳥島(東京都)

(4) 関係機関との連携による

「ダム水源地の豊かな森づくり（仮称）」の推進

<事業内容>

関係機関（関係省庁、地元自治体、NPO、企業等）との連携により、ダム水源地の健全な森づくりを推進し、ダムの堆砂対策、流木災害対策、土砂災害対策を図る。（早明浦ダム周辺にて実施）

(5) 行政事業レビューの公開プロセスの結果と概算要求への反映

<事業名> : 地すべり対策事業

▶ 評価結果：一部改善

事業評価の充実、早期発見・早期対応によるコストダウン、立地抑制等の強化、契約の競争性向上を進めるべき。

▶ 反映内容

- ・ 災害危険度等を勘案し、事業を重点化する。
- ・ 危険箇所における災害時要援護者関連施設の立地抑制の強化を図っている。（厚生労働省と連携し、都道府県に対し文書通知済み）

<その他>

公開プロセスで明らかになった「横断的な見直しの視点」を活用しながら、他の河川局関係の事業について、レビューを実施した。

これらの結果は、概算要求に着実に反映した。

< 参 考 >

(1) 平成22年梅雨前線による大雨

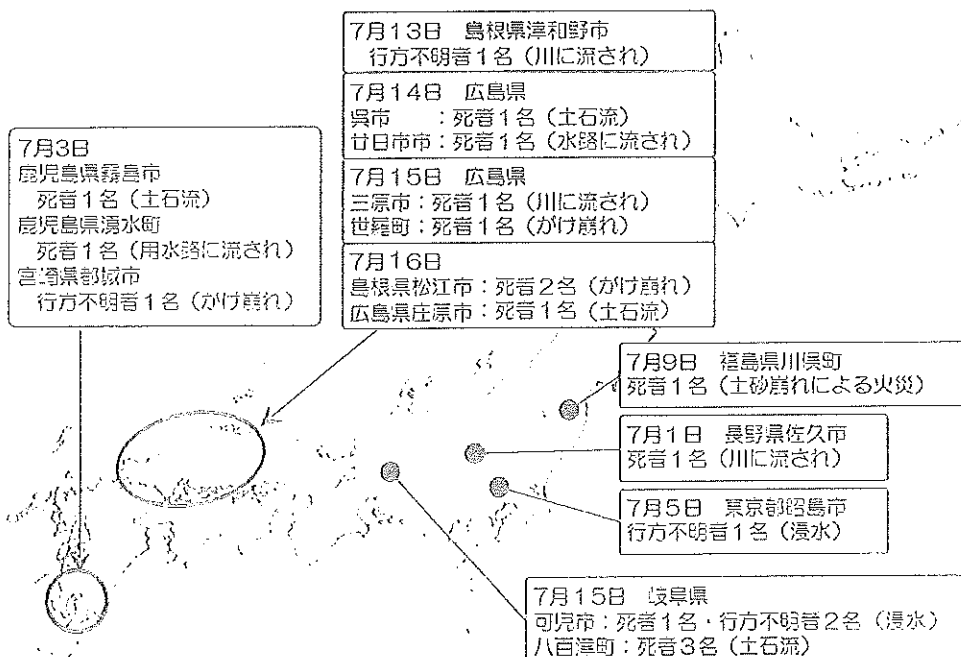
(1)-1 概要

6月中旬から7月中旬にかけて、梅雨前線が九州から本州付近に停滞し、断続的に活動が活発となった。九州から東北地方にかけての広い範囲で大雨となり、局地的に1時間に80ミリを超える猛烈な雨が観測された。特に九州南部ではこの間の総雨量が1,500ミリから2,000ミリに達し、平年の2倍を超える雨量となった。

この大雨により、広島県庄原市では短時間に非常に強い降雨があり、斜面崩壊が多数発生し、土石流により1名が死亡するなど、8都県での死者・行方不明者は20名にのぼった。また、山口県で厚狭川の氾濫等により560棟が床上浸水するなど、39都府県で7,000棟以上が床上・床下浸水の被害を受けた。

(6月11日~7月20日)

人的被害 (消防庁調べ)	死者	15名
	行方不明者	5名
浸水被害 (消防庁調べ)	床上浸水	1,848棟
	床下浸水	5,367棟
土砂災害の発生件数 (国土交通省調べ)	土石流等	139件
	地すべり	21件
	がけ崩れ	416件
国交省所管ダムによる洪水調節	(直轄・水資源機構・補助)	105ダム



(1)-2 国土交通省の支援

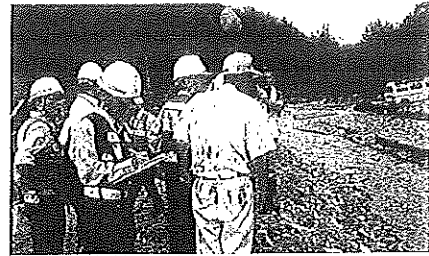
OTEC-FORCE の派遣

<期間・人数等>

- ・ 7月 17 日に広島県知事からの要請を受け、同月 27 日までに延べ 69 名を庄原市へ派遣。

<支援内容>

- ・ 土砂流出の危険性調査
- ・ 今後の土砂災害の危険性に関する技術的助言
- ・ 災害復旧に向けての技術的助言 等



高度技術指導班(災害復旧等指導)
7月18日 広島県庄原市 県道中迫川北線



高度技術指導班(土砂流出の危険性調査)
7月18日~19日 広島県庄原市 大戸川・大津恵川

○専門家・災害対策用機械の派遣

<期間・人数等>

- ・ 鹿児島県南大隅町の土砂災害被災箇所等に対して、専門家（国土技術政策総合研究所砂防研究室長等）延べ 16 名及び災害対策用機械を派遣。

<支援内容>

- ・ 土砂災害の発生原因の調査
- ・ 災害対策用ヘリコプターによる被災状況の調査
- ・ 無人化施工機械・照明車の派遣 等

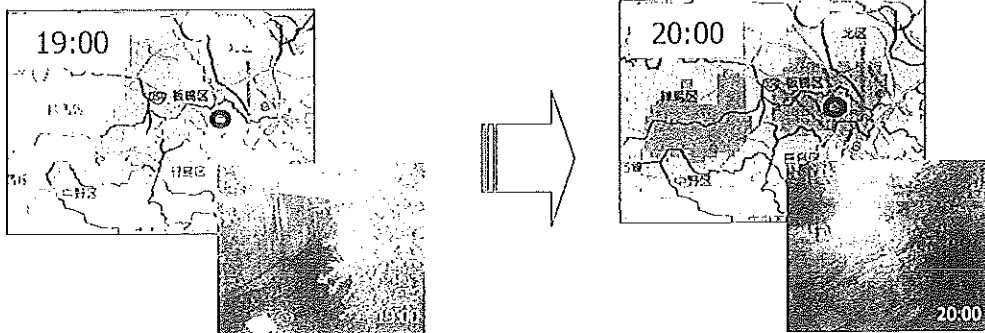


土砂災害専門家の派遣
7月7日 鹿児島県南大隅町

OH22. 7. 5 東京都板橋区周辺における局地的な豪雨

- ・ 板橋区観測所では、午後8時40分までの間に、時間最大雨量 114 ミリの豪雨を観測し、北区では石神井川の溢水により床上 230 棟、床下 231 棟の浸水被害が発生。（8月20日現在）
- ・ XバンドMPレーダにより詳細な降雨観測を実施し配信。

XバンドMPレーダによる当時の降雨情報



石神井川（板橋）では、19:50 から 20:00 までの 10 分間に 3.45m の水位が上昇
（板橋区ホームページより）

(2) 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

趣旨

「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言する。

主な検討事項と論点

幅広い治水対策案の立案手法

○ダム整備にたよらない方法を必ず含めて複数の治水対策案を立案する。

新たな評価軸の検討

○治水対策案を比較するために、これまでの評価軸に加え、時間的・財政的な制約等を加味した新たな評価軸を検討するとともに、それぞれの評価軸の優位性や限界等について、必要に応じケーススタディー等を実施しつつ検討する。

総合的な評価の考え方の整理

○定性的な評価しかできない評価軸の扱いを含めて、総合的な評価の考え方を整理する。

今後の治水理念の構築

構成、スケジュール

座長：中川博次 京都大学名誉教授はじめ、計9名で構成

○これまで次の日程で開催

平成21年12月3日(木)に第1回を開催し、これまでに計11回開催している。

(中間とりまとめ(案)について、7月16日～8月15日にかけて意見募集)

○平成22年9月を目途に中間とりまとめ

○平成23年夏頃に提言

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）の概要

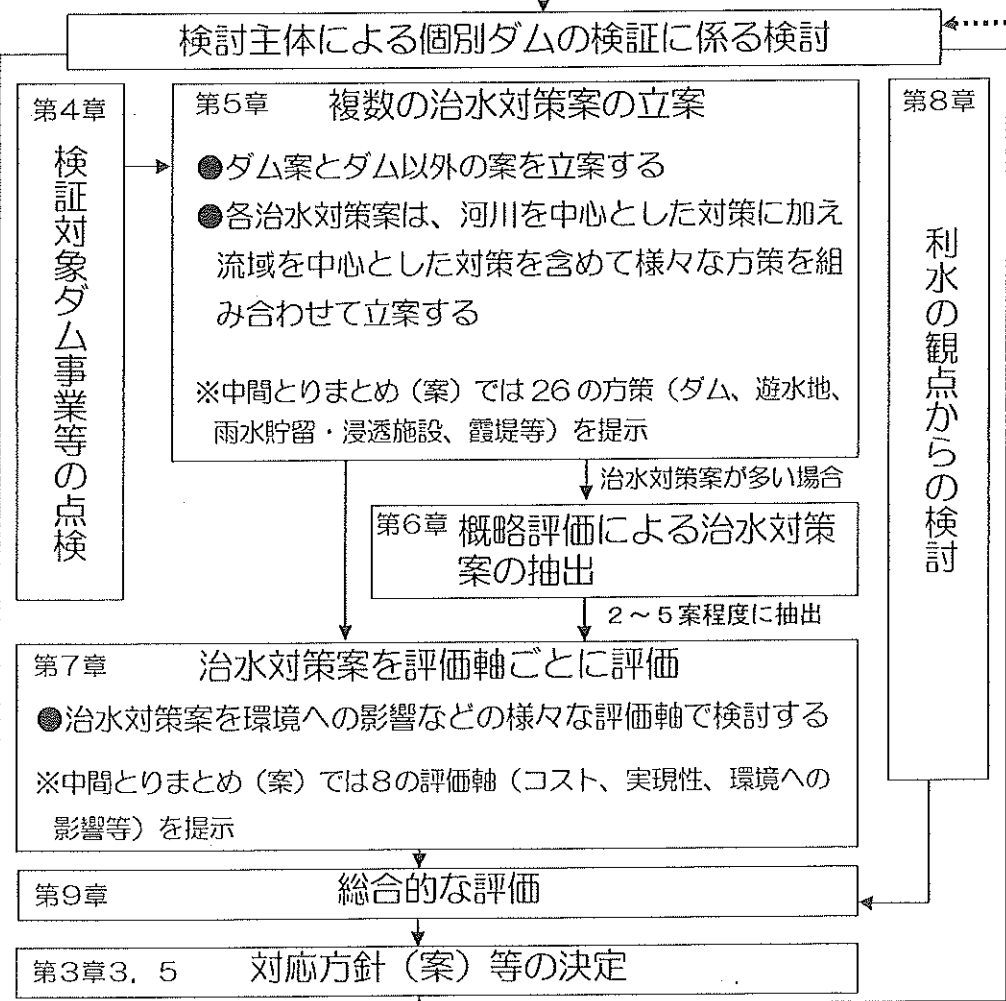
第1章 今後の治水対策の方向性

1. 1 財政逼迫等の社会情勢の変化 1. 4 流域と一体となった治水対策のあり方
 1. 2 治水目標と河川整備の進め方 1. 5 既設の施設の有効活用と機能の向上
 1. 3 計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方

第2章 個別ダム検証の理念

2. 1 検証の背景 2. 2 検証に当たっての基本的な考え方

第3章 3. 2 国土交通大臣が個別ダム検証の検討を指示、要請

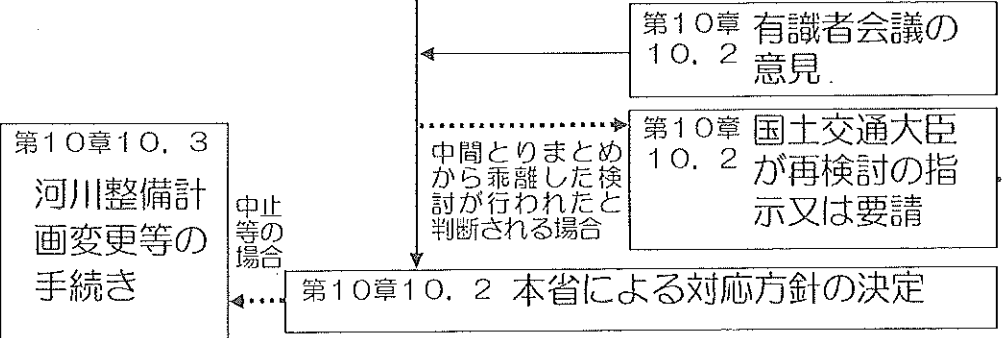


第3章3. 4
 検討主体は、次のような進め方で検討を行う

- 関係地方公共団体からなる検討の場の設置
- 情報公開、パブリックコメントの実施
- 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取

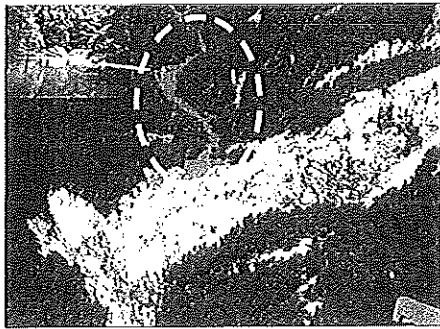
第3章3. 5
 検討主体は、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)等を決定する

第10章 10. 1 検討主体から本省への検討結果の報告

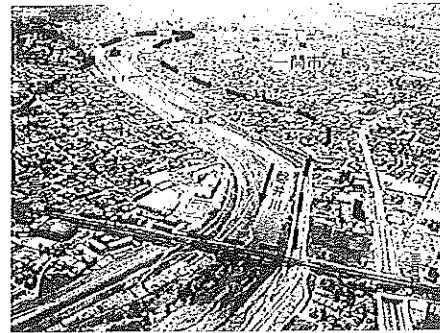


(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(継続審議中)

背 景	課 題
<p>①岩手・宮城内陸地震(H20)、新潟県中越地震(H16)の際、多数の天然ダム(河道閉塞)が形成。</p> <p>②天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑りによる大規模な土砂災害が急迫している場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとたび発生すると広範囲に多大な被害が及ぶおそれ ・時々刻々と状況が変化し、リスクの把握に技術力が必要 	<p>大規模な土砂災害が急迫している場合について</p> <p>①住民に避難指示をする権限は市町村にあるが、技術力が不足し、避難指示の判断の根拠となる情報を自ら入手することが困難。このため、国又は都道府県による技術的支援が必要。</p> <p>②国と都道府県の役割や関与が不明確。</p>



岩手・宮城内陸地震による天然ダム



当初想定された磐井川下流域の避難対象エリア(天然ダム(河道閉塞)から概ね20km)

法改正の目的

- ① 大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう国又は都道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提供
- ② 高度な技術を要する土砂災害については国、その他の土砂災害については都道府県の役割や関与を法律上明確化

概 要

大規模な土砂災害が急迫
【天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑り】

今回の追加事項

高度な技術を要する土砂災害については国が
その他の土砂災害については都道府県が } 緊急調査を実施

緊急調査に基づき被害の想定される区域・時期の情報(土砂災害緊急情報)を市町村へ通知・一般へ周知

市町村長が住民への避難を指示(災害対策基本法第60条)等

土砂災害から国民の生命・身体を保護

(4) 排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（低潮線保全法）

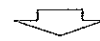
（平成22年5月26日成立、6月2日公布）

背景

- ・我が国は国土面積（約38万km²）の約1.1倍の世界有数の排他的経済水域の面積（約405万km²）を設定。
- ・排他的経済水域等には、コバルトリッチクラスト、レアメタル、メタンハイドレート、石油・天然ガス等の海底資源エネルギーが多数賦存。
- ・平成21年12月の「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の決定。
- ・排他的経済水域等の確保に資する低潮線の保全が緊急の課題。

目的

- ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る。



- ・低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画の策定
- ・低潮線保全区域において必要な規制
- ・特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な港湾の施設に関し必要な事項を規定

基本計画

★低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための基本計画の策定（平成22年7月13日閣議決定）

低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、特定離島における拠点施設の整備の内容等を定める。

<低潮線保全区域>

★低潮線保全区域の指定（防衛省関係等資料本誌と併用）

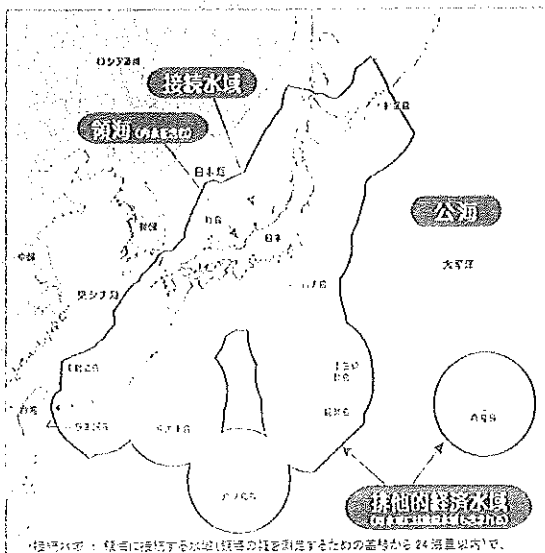
排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。

★行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。

★状況調査、巡視等

低潮線の保全を確実に実施するため、人為的な損壊や自然侵食等の低潮線の状況調査・巡視等に関係機関が協力して取り組む。



※接続水域：領海に接続する水底（経緯の線を測るための面積から24海里以内）、沿岸国が漁業、航路、出入貨物など必要な権利を行うことができる。

